

原 安 第 4 6 2 号
平成 27 年 10 月 22 日

さよなら原発！佐賀連絡会
代表 豊島 耕一 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県知事への質問に対する回答について

平成 27 年 8 月 7 日付けで提出のあった「山口知事の原発問題の考え方についての質問要望書」について、別紙のとおり回答します。

2015年8月7日付け質問への回答

1. 知事の「安全第一が原発問題に対する基本姿勢」について

(1) 知事は、平成27年4月17日付け佐賀県知事あて要望・質問書への回答で、規制委員会田中委員長の「科学的に100%安全、要するにゼロリスクはないんだということを技術にはそういうことを言っているわけです」という言葉を引用されました。まさにそのとおりで、確率の問題だと思います。

では、「原子力規制委員会により安全性が確認され、住民の理解が得られた場合には、原子力発電所の再稼働は必要」との県議会での知事発言の安全性の確認とは、例えば福島第一のレベルの事故で、どれだけの事故の発生確率までを「安全」と見なされるのか、お尋ねします。

また、その判断基準や根拠も示して下さい。

(答)

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、現在、原子力規制委員会において、この基準に基づき審査が行われているところであり、県としては、その審査状況を注視しているところです。
- また、この審査の結果については、原子力規制委員会が丁寧かつ十分な説明を行うべきであると考えています。

(2) 「安全第一」の「安全」の意味についてお尋ねします。

- a 原発事故が起きても県民は被曝することはない、または、年間被ばく許容線量1ミリシーベルトは守られるという意味でしょうか。
- b 放射能・放射線の健康影響（人体にとってどこまで安全なのか）についての県としての理解を公表してください。再稼働の判断に放射能の害についての認識は重要だと考えます。

(答)

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- また、国や事業者においては安全性向上のための不断の取組が必要だと考えており、県としてはそうした取組を注視するとともに、国や事業者の取組を厳しく求めていきたいと考えています。
- 原子力災害対策については、県地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、基本となる計画は策定してきたところです。

- これらは、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものです。
- 万が一、原子力災害が発生した場合、住民への放射線の影響を最小限に抑えられるよう、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた対策をとることとしています。

2. 再稼働の必要性について

知事は再稼働は必要とお考えですので、その根拠をお尋ねします。

(1) 需給と安定性

原発は2年近く停止していますが、電力は安定供給されています。火力発電所の数度の故障による停止にもかかわらず、電力融通等によって一度も電力不足による停電はありませんでした。太陽光発電の受け入れを制限するほど供給に余裕があると考えられます。原発は一斉に停止することがあるので（2003年東電の炉心の燃料集合体を支えるシュラウドのひび割れ隠しが発覚し全17基が停止、2007年中越沖地震で柏崎刈羽原発全7基が停止、2011年福島原発事故ですべての原発が停止）、安定的な供給源とは言えないのではないのでしょうか。

(2) 焚き増しコスト

政府は原発停止による化石燃料の焚き増しコストについて3.7兆円と試算していますがこれは過大評価の疑いがあります。

吉岡斉氏（九大教授）は、第1に省エネ、節電等による電力需要減約1000億キロワット分（原発全体の発電量の3分の1に相当する）を差し引くと3分の2の2.4兆円、第2に稼働しない原発のための不要な核燃料コスト、処理コスト、運転維持コストの合計1兆円を差し引くと1.4兆円にしかならないとしています。さらに、原油、ガス価格は、昨年7月から3分の2程度に下落しています。九州電力は7月31日、2015年4～6月期の第1四半期連結決算は純利益が188億円で6期ぶりの黒字となったと発表しています。

電気料金の上昇は、民主党政権時代の「国民的議論」の4グループの検討で原発ゼロでも再稼働でも電気料金への影響はあまり変わりがなく、原発依存でも電気料金は上がると予想されています。

(3) 温暖化対策

人為的二酸化炭素による温暖化説の温度上昇予測にはあいまいさがありますが、温室効果ガスの排出についても「国民的議論」（注2）で検討済みであり、再生エネルギーを導入するという追加対策を行えば、原発依存と変わらない削減策が可能とされています。

また、原発を再稼働させなくても40%の削減は可能との意見もあります。

(4) 原発地元の経済対策

原発廃止に伴う雇用問題など地元の経済対策については、産炭地域振興臨時措置法等の例もあり、行政の対応でカバーすべきものではないでしょうか。

なぜ再稼働が必要なのか、他に方法がないのか、具体的に説明してください。

なお、原発が稼働しないことでどのくらいの地元経済への影響が生じているのか、県の具体的な分析も知りたいと思います。

(答)

- 国が平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画では、エネルギー政策において最も大切な点を、「安全性 (Safety) を前提とした上で、エネルギーの安定供給 (Energy Security) を第一とし、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合 (Environment) を図るため、最大限の取組を行うこと」であるとされています。
- こうしたことを示した上で、各エネルギー源の強みが生き、弱みが補完される、強靱で現実的かつ多層的な供給構造の実現が必要とされています。
- その上で、国は、エネルギー基本計画において原子力発電を安全性の確保を大前提として重要なベースロード電源と位置づけ、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には原子力発電所の再稼働を進めるとしており、また、原発依存度については、再生可能エネルギーの導入などにより可能な限り低減させるとしています。
- このことは、総合資源エネルギー調査会における専門的知見からの議論や政府内での協議を重ねられた結果、そういった位置付けがなされたものと認識しています。
- 県としても、中長期的には再生可能エネルギーの導入促進等により原子力発電への依存度を可能な限り低減させていくべきだと考えています。
- しかし、現在、石油や天然ガスなどエネルギー源のほとんどを海外に依存している我が国のエネルギー状況を考慮すると、国が、原子力発電について、重要なベースロード電源と位置付け、活用していくことについて理解できるものであると考えています。
- また、電力の安定供給を維持することによる県民の生活安定や企業収益の圧迫を回避することによる雇用の安定といった県民の生活を守るという観点からも、より安価で安定的な電力供給が行われることは必要だと考えており、原子力規制委員会により規制基準が求める安全性が確認され、住民の理解が得られた場合には、原子力発電所の再稼働は必要であると考えています。
- なお、原子力発電所の再稼働の必要性とは直接関係するものではありませんが、原子力発電所が稼働しないことによる地元経済への影響についてお答えします。

- 県では、玄海原子力発電所の運転停止に伴う地元の経済情勢を把握するため、作業員の方々が直接利用する宿泊施設の経営者等からの聴き取りや、地元の市町や商工団体からの情報収集を行ってきました。
- 最近の状況としては、「玄海町のスポーツ大会や合宿の誘致や平成25年夏からの玄海原子力発電所での安全対策工事の実施等により、地元の宿泊施設や飲食店、小売店においては、一定の利用客の確保ができています。」との話を聞いていますが、一方では、「安全対策工事終了後の動向が見えない中での経営を余儀なくされている事業者が多く見受けられることから、事業者の経営継続への不安は払しょくできていない」などの話も聞いています。
- こうしたことから、県では、原子力発電所立地地域を中心に、原子力発電所全機の運転停止となった平成24年3月当時のような切迫感はないものの、運転停止による宿泊施設等への経営への影響は依然として続いていると認識しています。

3. 新規制基準そのものの問題点及び審査の問題点

新規制基準による審査については、以下のように数多くの重大な欠陥や問題点があります。したがって仮にこれに合格したとしても「安全は確認された」ことにはならないと考えられますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

- (1) 福島原発の事故原因は、地震の影響等を含めて解明されていません。
- (2) 審査結果は、工事認可の内容が大量に白抜きされるなど、詳細が公開されているわけではありません。
- (3) 原子力立地審査指針の肝心な部分が新規制基準では適用されないことになり、大量の放射能を放出する事故の可能性があっても原子炉の設置が可能となりました。
- (4) EUR（欧州の原子力安全審査）と比較すると、過酷事故対策では国際的設計思想（無動力、オートマチック、恒設、予測・積極対応、実践主義）から乖離し、航空機落下対策としての頑強な屋根さえないなど、重大事故が起きることを安易に認める規制基準になっています。
- (5) 規制委員会は避難計画を審査しません。これは例えば、米国規制委員会（NRC）及び連邦緊急事態管理庁（FEMA）という専門機関が避難計画の実効性を審査するのとは大きく異なります。
- (6) 加圧水型原発のフィルター付きベント設備（西欧諸国では1980年代にほとんど設置されている）や特定重大事故対処施設の設置を5年間、猶予しています。この間に事故が起こらない保証はありません。
- (7) 玄海原発の地下水は1日当たり200トンですが、汚染水対策がありません。
- (8) 格納容器破壊時に放射能の拡散を止めるとされる九電の放水砲は、玄海原発に毎時600トン放水できる3台が配置されていますが、放水角度も

人がハンドルを回して操作しなければなりません。東京電力は、毎時1200トン放水できる『大容量放水設備』5組を配備すると発表しています。しかし、放水で空間への放出を止めることは困難で、希ガスなど水に溶けない気体や、微粒子は水で捕捉できません。

- (9) 九州電力の大破断LOCA（冷却材喪失事故）＋全交流電源喪失＋ECCS（緊急炉心冷却装置）注水失敗の過酷事故対策で規制委員会は注水作業の遅れを10分遅れまでしか想定せずに規制基準に適合していますが、35分遅れると重大事故は防げない恐れが高まり、放射能の大量拡散が予想されます。35分の遅れを審査しない審査は不十分です。

(答)

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、現在、原子力規制委員会において、この基準に基づき審査が行われているところであり、県としては、その審査状況を注視しているところです。
- また、この審査の結果については、原子力規制委員会が丁寧かつ十分な説明を行うべきであると考えています。

4. 専門委員会の設置

玄海原発の再稼働の判断のためには、国と九電が提供する情報をただ受け取るだけではなくて、県が独自に専門家の議論にかけて分析し検証する必要があるのではないのでしょうか。

(答)

- 県としては、この原子力の問題については、国の責任というものをしっかり果たしていただくということがとても大事だと考えています。
- 国は、平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」とされており、国として、規制基準に適合した原子力発電所を再稼働するという判断を既になされています。
- 原子力発電所は、規制基準が求める安全性が確認されることが前提であり、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- その上で、審査結果をしっかりと受け止めていきたいと考えています。

5. 避難計画について

防災の基本は、最悪の場合を想定して準備をしておくこととされています。すなわち、「最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る」べきです（防災基本計画第1篇第2章 平成26年1月中央防災会議）。

しかし、国の原子力災害対策指針は想定を甘くし、住民の防護を後退させる方向で改定されています（平成27年4月22日全部改正等）。

(1) 佐賀県は避難計画を福島原発事故で1号機が23時間後に水素爆発したことを目安にされているようですが、九電が想定する最悪事故はもっと過酷です。すなわち「大破断LOCA（冷却材喪失事故）+全交流電源喪失+ECCS（緊急炉心冷却装置）注水失敗」というものです。この場合事故進展を食い止めることができなければ、2、3時間のうちにメルトダウンして水素爆発などを起こして大量の放射能が放出されることになります。この重大事故を想定して避難計画を作成する必要はないのでしょうか。

(答)

- 平成27年3月4日付けで原子力規制庁が示した「UPZ外の防護対策について」では、「新規制基準では、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するための対策を要求するとともに、重大事故が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するための対策等を要求している。このうち後者については、個別プラントの評価も含めて抽出された複数の想定される格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止する対策が有効であることを確認することとしている。」とされています。
- 九州電力が原子力発電所の規制基準適合性に係る審査会合に提出した資料では、原子炉格納容器の損傷防止対策を説明するための重大事故シナリオとして、原子炉のトラブル（大破断LOCA）から約22分で炉心溶融、約1.4時間で原子炉容器損傷という試算が示されていますが、このシナリオについても、規制基準においては「原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止する対策が有効であることを確認する」こととなります。
- このため、この場合でも、放射性物質の放出に至らないようにする事故対策が十分機能すると認められなければ、規制基準の適合審査を通ることはありません。
- 原子力災害対策は、このような対策が講じられてもなお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定し、不測の事態にも対処できるよう検討するものであり、国の原子力災害対

策指針や県の地域防災計画などはそのような考え方で定められているものです。

- なお、大破断LOCAは「全面緊急事態」に該当する事象ですので、これが覚知されれば、国においては原子力緊急事態宣言がなされ、県や市町においては、国の指示を受けてPAZ（5キロ圏内）の住民への避難指示や、UPZ（5～30キロ圏内）の住民への屋内退避指示を出した上で、関係機関と連携して避難を実施していくこととなります。

（2）福島県浪江町請戸地区では、津波の被害を受けた人の救助活動が行われていましたが、原発事故で避難指示が出されたために救助活動が断念されました。うめき声や物をたたく音がしていたので生存者がいたはずといわれていましたが、4月に再開された捜索活動では沿岸部で180体の遺体が発見されています。複合災害の場合、高い放射線レベルのため救助できない可能性があります。このような場合、佐賀県知事として救助を待つ人たちにどのように対応するお考えでしょうか。

（答）

- 万が一原子力災害が発生した場合、現在の避難の考え方にに基づき、
 - ・PAZ（5キロ圏）においては、放射性物質が放出する前に予防的に避難する
 - ・UPZ（5～30キロ圏）においては、まずは全面緊急事態となった場合には屋内退避し、放射性物質の放出があった場合、毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間以内に、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとなりますので、避難が必要な地域の住民については、このような避難行動が実施できるよう、関係機関と連携して避難誘導などの支援を行います。
- 原子力災害と同時に自然災害が発生した場合、これらの対応と並行して、自然災害に伴い避難が必要な方の避難支援や、救助が必要な方の救助を実施することとなります。防災業務関係者の安全確保は十分徹底したうえで、関係機関と連携して、全力を挙げて救助に当たります。
- なお、放射線量に応じて避難を必要とする地域でも、1週間など一定の期間で避難していただくこととなりますので、避難が必要となった地域に自然災害のため救助を要する方がいらっしゃる場合は救助を行うとともに、地域の住民がこの期間内に避難していただけるように支援を行います。

（3）兵庫県は福井県の4原発で福島原発事故と同様の事故が起きた場合の同県への放射能拡散予測を2013年4月25日に発表し、50キロ離れた篠山市でも1歳児の甲状腺被曝線量が7日間で、安定ヨウ素剤の服用が必要となる国際基準（50ミリシーベルト）の3倍を超えた、としています（注6）。

岐阜県は2012年、敦賀原発事故を想定した放射性物質の拡散予測を独自に実施し（最も広範に外部被曝の影響が出るケースでは、年間最大110ミリシーベルト）、今回、年間の外部被曝実効線量が20ミリシーベルトを超えるUPZ外（30キロ圏外）の地域の避難のシミュレーション結果を7月6日、発表しています。

この2県のシミュレーションでは30キロ圏外でも健康被害が心配される数値が出ていますので、佐賀県も独自にシミュレーションを行って、UPZ外の避難やヨウ素剤の服用についても検証すべきではないでしょうか。

（答）

- 事故を想定して放射性物質の拡散状況を予測する場合、放出量・放出継続時間やその時の風向き・風速・降水状況など、様々な仮定を置いて予測を行うことになり、これらの条件設定が異なれば結果も異なってくることから、その精度や信頼性には限界があり、必ずしもこれに基づいて対策を計画するという事にはならないと考えられます。
- このため、事故時の放射性物質の拡散状況について、本県において独自に試算を行うことは考えていません。
- なお、県の地域防災計画では、万が一原子力災害が発生した場合、UPZ外（30キロ圏外）においても、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果から、必要に応じて防護措置を実施することとしています。
- 具体的には、国の原子力災害対策指針の考え方にに基づき、専門的知見を有する原子力規制委員会が施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて必要性を判断し、屋内退避を行うとともに、UPZ（5～30キロ圏）と同様、毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間以内に、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとなります。

（4）県の環境放射線モニタリングシステムを、市町に設置されている測定器等も利用して、佐賀県全域を網羅したリアルタイム表示に改善してください。

滋賀県は移動型の測定器と情報共有システムを整備して放射線の測定態勢を強化すると報道されています。このような移動型の増強も検討してください。

（答）

- 県では、平成23年度に可搬型モニタリングポスト38台を整備しました。
- また、平成26年度には、緊急時に県が「環境放射線モニタリングシステム」や可搬型モニタリングポスト等により測定したデータを、県から国へ伝送するために、「モニタリング情報共有システム」を整備しました。

- これにより、玄海原子力発電所の緊急時においては、国が、佐賀県の測定データと福岡県、長崎県の測定データとを一括して原子力規制委員会のホームページ（※）にリアルタイム表示する予定となっています。

※ <http://www.nsr.go.jp/>

- なお、平常時においては、発電所近傍の固定型モニタリングポストのデータを24時間連続監視し、放射性物質の異常な放出がないことを確認しており、そのデータは県のホームページでリアルタイム表示しています。

（5）避難時のSPEED Iの利用について

「防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について（平成27年7月22日）原子力規制庁・内閣府政策統括官（原子力防災担当）」によって、関係自治体の依頼に基づき、SPEED Iを避難計画に利用できるように変わりました。

国にSPEED Iを県が避難に活用できるように依頼してください。

被曝を避けるためには早期の避難が必要です。実測値を使った判断では被曝は避けられないので、SPEED Iを使った拡散予測を活用することが不可欠です。しかし、SPEED Iでも、あらかじめ正確に予測することができない（「SPEED I等の予測手法の利用について」平成27年7月原子力規制庁）のであれば、全県民が被ばくしないですむ方法を考えてください。

福島原発事故では、原子力安全・保安院は2011年3月11日から16日にかけてSPEED Iを使って計45回放射性物質の拡散状況を予測しています。12日午前3時53分に、「12日正午にベントを開始」の場合は放射性物質が浪江町や飯舘村のある北西方向へ、かなり広範囲にまき散らされることを予想しています。もしこの情報が生かされていれば、多くの住民の被ばくが避けられ、または大幅に軽減されたはずです。

（答）

- 原子力規制委員会は平成26年10月8日の委員会で、「原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEED Iによる計算結果は使用しない」という方針を示しましたが、この理由は、「福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の（放射性物質の）放出があるかを把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEED Iによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるもの」とされています。
- 福島の事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、SPEED Iによる放射線量の予測ではなく、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断すること

としており、県の地域防災計画においても、同様の考え方で防護措置を判断することとしています。

(6) 愛媛県は伊方原発の過酷事故を想定した広域避難のデータベースシステムを作り、運用を始めたと報道されています。佐賀県でも同様のシステムが必要ではないでしょうか。

(答)

- 愛媛県が整備された「避難等防護対策支援データベースシステム」は、愛媛県の地域防災計画や広域避難計画等をデータベース化したもののようです。
- 本県においても、地域防災計画や市町の避難計画など、基本となる計画は策定済みであり、避難地区や避難所などの情報も収集していますので、愛媛県のようなシステムの有無に関わらず、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害の状況に応じた対策をとります。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

全県民への事前配布と丸薬を飲めない乳幼児が確実にヨウ素剤を服用できる体制を確立してください。

福島原発事故の際、福島県立医大では、医療関係者とその家族はヨウ素剤を服用していますが、一般住民には服用を実施しませんでした。このようなことが繰り返されないようにしてください。

(答)

- 原子力発電所から5キロ圏内については、避難が必要な段階である全面緊急事態に至った時点で、即時の予防的避難が必要であり、また、この避難の際に安定ヨウ素剤を適時かつ円滑に服用することができるよう、国の原子力災害対策指針において事前配布が定められており、佐賀県においても5キロ圏内で事前配布を行ったところです。
- 原子力発電所から5～30キロ圏内については、全面緊急事態に至った場合でも、直ちに避難するのではなく、まず、屋内退避を実施し、空間放射線量の実測結果に応じて、避難指示と併せて、安定ヨウ素剤の配布・服用を原子力規制委員会が判断することになっており、同圏内での安定ヨウ素剤については、市町の庁舎や学校などに備蓄を行い、緊急時に配布を行うこととしています。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、全面緊急事態において即時避難が必要となる5キロ圏内などの地域について、限定的に原子力災害対策指針において規定された措置であり、5キロ圏外においては、避難等の防護措置と併せて緊急時配布で対応できることから、全県民に対して事前配布を行うことは考えていません。

- なお、原子力発電所から30キロ圏外のプルームに対する防護措置については、原子力規制委員会が4月22日の指針改定の際に実施された意見募集結果をまとめた資料の中で、放射性物質が大量に放出され、原子力発電所から30キロ圏外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、施設の状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することが基本であり、安定ヨウ素剤の服用は求めないとの考え方を示されています。
- また、丸薬の飲めない乳幼児については、5キロ圏では、一般より早い段階から優先的に避難をすることとしており、5キロ圏外も含め乳幼児などに安定ヨウ素剤を服用させる必要が生じた場合には、薬剤師や訓練を受けた市町職員などが、備蓄している粉末剤から液状の安定ヨウ素剤を調製し、集合場所や避難所等において、服用してもらうこととなります。

(8) 人の除染の問題

スクリーニングの基準値、大口径GM管サーベイメータによる13000cpm（表面汚染濃度の測定値、cpmは1分間あたりの計数率）という値は汚染の拡大防止や甲状腺がんなどの確率的影響の防止のために決められたものです。しかし、福島原発事故では、10万cpmを超えた人が102人確認されていますが、混乱と、温水の準備等がなかったために基準以下に下げる除染は困難だったようです。今年6月7日伊方原発の訓練では、自衛隊が特設シャワーで除染する訓練をしています。佐賀県にもウエットティッシュだけではなく、特設シャワーのようなものを準備しておく必要があるのではないでしょうか。

(答)

- 避難経路の途上で実施する避難退域時検査（スクリーニング）場所では、主に、脱衣及びふき取りによる除染を行います。
- ほとんどの場合は、これらの方法で除染可能ですが、それでもOIL4（放射性物質の放出から1か月以内はβ線40,000cpm、1か月後以降は13,000cpm）以下にならない場合には、OIL4以下でない部位をタオル等で覆うなどして拡散防止処置をした上で、除染が行える機関までの移動をお願いしています。
- また、自衛隊や日本原子力研究開発機構などの支援により、除染に使用した流水を回収可能なシャワー設備等を使用できる段階になったら、それらも使い除染します。
- なお、佐賀県においても、平成24年度の原子力防災訓練で、自衛隊の協力のもと、シャワーによる住民の除染を行いました。

(9) 30キロ圏外の対策

避難計画を作成して避難先を確保し、ヨウ素剤を事前に配布するようにしてください。

(答)

- 福島第一原子力発電所における事故では、初期の対応として、20キロ圏に一斉避難、20～30キロ圏に屋内退避の指示が出されましたが、国の原子力災害対策指針では、こうした状況を踏まえつつ、国際基準で定められている範囲の最大値を採用し、地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を策定することとされている範囲は、概ね半径30キロ圏とされています。
- 福島の状態を考慮したこのような考え方を踏まえ、佐賀県においても30キロ圏で地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を定めています。
- 一方、30キロ圏の外においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認できれば、30キロ圏内と同様に避難等の防護措置を実施することとしています。
- また、福島の事例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を、避難先として活用可能です。
- 以上のことから、万が一の原子力災害時に、30キロ圏外において避難が必要となった場合においても、こうした考え方に基づいて一定期間（空間線量が毎時20マイクロシーベルトを超えた地域であれば1週間以内など）の間に県が避難先を確保し、避難を実施することとしています。
- 安定ヨウ素剤については、(7)で回答しているとおり、5キロ圏外については、事前配布は行いません。

(10) 長期避難の基準

事故が起こった場合、年間の被曝量が法律の基準である1ミリシーベルト以下に下がるまで(福島で適用されている20ミリシーベルトではなく)、避難指示が解除されないこと、また、その間、生活が保障されること(「避難の権利」が保障されること)を約束してください。

(答)

- 原子力災害対策指針では、各種防護措置の解除に関する考え方について、以下のとおり示されています。

「各種の防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切である。

ただし、各種の防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する地方公共団体との協議を行い、慎重な判断を行うことが必要である。また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならない。」

- こうした考え方を踏まえ、災害の状況を踏まえた基準をもとに、国において慎重に判断されることとなります。
- また、「避難の権利」が具体的にどういったことを指すのかは明らかではありませんが、避難された方々の避難中の生活については、法令などにに基づき、国などの関係機関と連携して、必要な支援を行います。

(11) 佐賀県の避難計画を、専門家を含む第三者委員会で検証してください。

(答)

- 現在の県の地域防災計画や避難計画は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものとなっています。
- 国の指針は、原子力規制委員会や「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」などにおいて、放射線防護や被ばく医療などの分野の専門家による検討を重ねられた結果定められたものです。
- また、県の地域防災計画は、実際に災害対策に当たることとなる防災関係機関に参加していただいた佐賀県防災会議において定めています。
- さらに、国においては、地域防災計画や避難計画等の具体化・充実化を支援するため、地域ごとに「地域原子力防災協議会」を設置しており、ここで、計画等が具体的かつ合理的なものであることの確認を行うこととされています。
- 以上のことから、県において、これらの取組とは別に、第三者委員会を設置することは考えていません。
- なお、防災関係機関にもご参加いただいて毎年原子力防災訓練を実施していますので、訓練で検証したことを、計画や運用の改善に反映していきます。

6. 使用済み燃料の問題について

経産省の担当者は核のゴミを「将来世代に先送りしてはいけない」とシンポジウムで述べていますが、確実な処分の方法はない（知事が言われる「国が責任を持って決めること」ができない状態）のですから、再稼働すれば、ますます核のゴミを増やすことにならないでしょうか。

ちなみに、静岡県の川勝知事は、「使用済み燃料の行き場がない状況で、再稼働はすべきでない」と述べています。

(答)

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分問題については、原子力発電所を再稼働する、しないにかかわらず、確実に取り組んで行く必要があると考えています。

- この最終処分を含め、我が国のエネルギー政策は、国が責任を持って決めていくべきことであり、こうした課題に対し、国の責任というものをしっかり果たしていただくということがとても大事だと考えています。
- 平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める、とされています。
- また、平成27年5月22日には、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が閣議決定され、最終処分に向けた対策を国が前面に立って取り組んでいく、という方針が改めて決定されたところです。
- いずれにしても、エネルギー基本計画において示した国のエネルギー政策の方向性に基づき、様々な課題の解決策や実現までの道筋を示した上で、国において、実現に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

7. 佐賀県国民保護計画武力攻撃原子力災害について

1984年外務省が作成した「原発攻撃被害報告書」によると、原発が攻撃された場合最悪1万8000人が被ばく死すると試算されています。

原発はミサイル攻撃に耐えられる構造ではありません。

再稼働すれば武力攻撃原子力災害もありうると考えられますが、知事はこのことをどのようにお考えでしょうか。

(答)

- そもそも我が国がミサイルで攻撃を受けるような事態になるということ自体、万が一にもあってはならないことであり、そういう事態にならないよう、国の責任において対処すべき問題であると考えています。
- また、実際に攻撃がなされ、周辺環境に影響を及ぼすような事態になったときは、国家としての緊急事態であると認識しています。
- なお、再稼働するかしないかに関わらず、仮に玄海原子力発電所がミサイルで攻撃を受けるような事態になったときは、国民保護法に基づき対処することになりますが、具体的な措置は、県国民保護計画の中で、県の地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて措置を講ずることとしています。

8. タウンミーティングについて

知事は、政策決定に際して「県民の意見を聞く」ことを重視しておられると伺っています。是非ともタウンミーティングを開催して、県民との意見交換を行ってください。

新潟県泉田知事は5月12日「原子力発電の安全確保」をテーマに県民とのタウンミーティングを開催しています。この事例は多いに参考になるのではないのでしょうか。

(答)

- 県政に関するご意見は、知事に限らず職員も含めて、今後とも様々な機会を通じて県民の皆様から伺ってまいりたいと思っています。
- その方法については、その時々状況に応じて考えていきたいと思っています。

9. 川内原発の重大事故による有明海汚染の可能性について

玄海原発に先行して鹿児島県の川内原発の再稼働が行われようとしていますが、もしこの施設が重大事故を起こして汚染水が発生した場合、九大のシミュレーションによると、海流により有明海が汚染される恐れがあります。

知事におかれましては、有明海の環境を守る責任において、川内原発の安全性と再稼働の是非について九州電力に対して何らかの発言をされるお考えはありませんか。

(答)

- 原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 県としては、原子力発電の安全に絶対ということはなく、不断に安全性向上の取組が行われていくことが必要と考えており、国や事業者に対して、そうした取組を厳しく求め続けています。
- 原子力発電に関するこのような県の考え方については、御意見にあるような事故時に佐賀県へ影響を及ぼすおそれの有無に関わらず、国や事業者に対して求め続けているものです。

